

# 山北町におけるケアマネジメントに関する基本方針

令和3年3月  
山北町保険健康課

## 1 策定の趣旨

介護支援専門員及び地域包括支援センター職員（以下「ケアマネジャー等」という。）が行うケアマネジメントは、介護保険法の基本理念である高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものであることが必要です。

この介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を、保険者とケアマネジャー等とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、「山北町におけるケアマネジメントに関する基本方針」を策定します。

## 2 基本方針

### （1）居宅介護支援に関する基本方針

本町では、「山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例」において、次のとおり基本方針を定めています。

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成

17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

## (2) 介護予防支援に関する基本方針

本町では、「山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例」において、次のとおり基本方針を定めています。

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、町、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

## 3 基本取扱方針

### (1) 居宅介護支援に関する基本取扱方針

本町では、「山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例」において、次のとおり基本取扱方針を定めています。

第14条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に

資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## (2) 介護予防支援に関する基本取扱方針

本町では、「山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例」において、次のとおり基本取扱方針を定めています。

第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。)に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

## 4 具体的取扱方針

上記の他、居宅介護支援等の具体的な取扱い方針及び留意点は、次の町条例を遵守するものとします。

- ① 山北町指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援に関する条例  
＜第15条各号＞
- ② 山北町指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に関する条例  
＜第32条各号、第33条各号＞

## 5 ケアプランの点検

ケアマネジャー等が作成したケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」、「重度化防止」に資する適切なケアプランとなっているかを、保険者とケアマネジャー等が共に検証確認するものです。

ケアプラン点検を通じてケアマネジャー等の「気づき」を促すとともに、ケアマネジャー等が抱える課題の把握や必要な措置の検討、今後の町の施策等に有効な情報収集、ケアマネジャー等の資質向上を目的として実施します。

次のケアマネジメント重点留意事項を踏まえて実施しますので、ケアマネジメントにご活用ください。

- ① 課題分析は、利用者の有する課題を客観的に抽出するための手段として合理的と認められる適切な方法を用い、課題分析標準23項目を備えていること。

- ② 医療連携の重要性・必要性を認識し、主治医からの情報収集に努めること。
- ③ 課題分析において、利用者が自立ではない場合、具体的に何ができないのかを確認し、それを誰が支援しているのかアセスメントすること。
- ④ 現在、困っていることのみを把握するのではなく、多職種からの情報収集に努め、予後予測にたった視点でアセスメントをすること。
- ⑤ 介護保険サービスのみではなく、インフォーマルな社会資源などの活用について意識をし、アセスメントをすること。また、必要に応じ、活用すること。
- ⑥ 各利用者に応じた自立支援・重度化防止の視点に立ち、アセスメントの中で機能訓練等の必要性を判断すること。
- ⑦ 利用者の生活の質を高めるための視点で課題を分析し、利用者の意向を踏まえたうえで目標を設定すること。
- ⑧ 利用者本人や家族が希望するニーズの把握に努め、長期目標・短期目標・サービス内容に整合性がある計画書を作成すること。
- ⑨ 家族介護が可能な場合、家族の介護への思いや実際にどの程度支援が可能かを確認し、プランに位置づけること。また、家族介護ができなくなる場合に代替サービスが必要となる内容についてプランに位置づけること。
- ⑩ 家族の介護に対する思いを受け止め、その思いを支える視点を持つと同時に家族も利用者の支援を担うチームの一員として、目標達成に向けて一緒にかかわってほしいというアプローチをすること。
- ⑪ 画一的なプランではなく、利用者の個別性を尊重したプランを作成すること。

## 6 多職種の連携

ケアマネジャー等は、保険者、医療、介護、福祉等の様々な専門職種と積極的な連携・協働の取組みにより、ケアマネジメントの質の向上に努めること。